

独立行政法人国立病院機構北海道医療センター共同利用取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人国立病院機構北海道医療センター地域医療支援事業運営規程第2条の規定に基づく共同利用の実施に関する細則を定め、独立行政法人国立病院機構北海道医療センター(以下「センター」という。)の施設及び医療機器等の共同利用を円滑に促進することを目的とする。

(共同利用施設等)

第2条 共同利用の対象となる施設、設備等は次のとおりとする。

- (1) 共同利用のための病床(以下「開放病床」という。)、診察室、手術室
- (2) 高度診断医療機器
- (3) 図書室、会議室
- (4) その他、院長が必要と認める施設、設備等

(対象施設等の利用)

第3条 連携医は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 開放病床の患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為に関する指示は担当医(センター医師)を介して行うものとする。
- (2) 開放病床の患者又は家族への説明の際は、担当医と協議して行うものとする。
- (3) 開放病床に赴くために来院する場合は、あらかじめ担当医に連絡するものとし、来院した際は地域医療連携室で受付を行うものとする。
- (4) 開放病床を除くその他の施設を利用する場合は、予め地域医療連携室と協議する。
- (5) センターの諸規程に従うものとする。

(診療及び手術時間)

第4条 診療及び手術時間は、原則として平日(土日、休日及び12/29～1/3を除く)の8時30分から17時15分までとする。

(医療事故等の対応)

第5条 共同利用時に生じた医療事故等については、独立行政法人国立病院機構の諸規程に基づき対応する。

(秘密の厳守)

第6条 共同利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に開示、漏洩してはならない。

(経費の負担)

第7条 共同利用に伴いセンター内で発生した経費はセンターの負担とする。

(診療報酬の請求)

第8条 共同利用に伴う「開放型病院共同指導料」等の診療報酬は、連携医と病院それぞれが請求するものとする。

附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。